

鈴鹿市消防本部訓令第 1 号

消 防 本 部
消 防 署

鈴鹿市消防本部警防規程を次のように定める。

令和 7 年 1 月 1 4 日

鈴鹿市消防長 酒 井 孝 明

鈴鹿市消防本部警防規程

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 警防体制

第 1 節 警防本部等（第 5 条—第 8 条）

第 2 節 警防隊（第 9 条—第 1 3 条）

第 3 節 特別警備（第 1 4 条）

第 3 章 災害出動（第 1 5 条—第 1 9 条）

第 4 章 警防活動

第 1 節 警防活動の原則（第 2 0 条）

第 2 節 現場指揮本部（第 2 1 条）

第 5 章 警防計画（第 2 2 条—第 2 4 条）

第 6 章 安全管理（第 2 5 条・第 2 6 条）

第 7 章 非常招集（第 2 7 条—第 3 1 条）

第 8 章 応援出動等（第 3 2 条—第 3 4 条）

第 9 章 補則（第 3 5 条）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号。以下「組織法」という。）、消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）その他の法令の規定に基づき、災害を警戒し、鎮圧するとともに警防活動を適切かつ円滑に行うため、鈴鹿市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和 5 2 年鈴鹿市条例第 1 5 号）第 2 条第 2 項

の鈴鹿市消防本部（以下「消防本部」という。）及び同条例第3条第2項の鈴鹿市中央消防署及び鈴鹿市南消防署（以下「消防署」という。）における警防活動の基本に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害 暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象又は火災により生じる被害で警防活動を必要とする事故、その他警防活動の対象となる事象をいう。
- （2） 警防活動 災害に対する消火活動、救急活動、救助活動、防ぎょ活動、災害の拡大を防止するための活動、災害の発生を警戒し、又は防止するために行う活動その他これらに類する活動の総称をいう。
- （3） 警防本部 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、警防活動の活動方針を決定し、警防隊を指揮統括するために設置する組織をいう。
- （4） 現場指揮本部 災害の現場において、警防活動の指揮統括を行う必要がある場合に指揮者が開設する指揮拠点をいう。
- （5） 警防隊 指揮隊、消防隊、救急隊、救助隊等を組織的に編成したものをいう。
- （6） 鎮圧 指揮者が警防隊の火災防ぎょ活動により延焼拡大の危険がなくなったと認定した状態をいう。
- （7） 鎮火 指揮者が焼き状況を見分して、再燃のおそれがないと認定した状態をいう。

（警防責任）

第3条 消防長は、警防活動を統括し、警防活動の方針を決定するものとする。

- 2 消防本部次長（以下「次長」という。）は、消防長を補佐し、消防長が不在のときは、その職務を代行するものとする。
- 3 消防総務課長、消防課長、予防課長及び情報指令課長は、それぞれの所管する事務について所属職員を指揮監督し、警防活動の円滑な実施に万全を期するものとする。
- 4 消防署長（以下「署長」という。）及び統括指揮監は、所属職員を指揮監督し、警防体制の確立を図るとともに管轄区域の警防活動の円滑な実施に万全を期するものとする。

(防災関係機関等との連絡協調)

第4条 消防長は、防災関係機関、医療機関等と緊密な連絡調整を図り、警防活動の効率的な推進を図るものとする。

2 署長及び情報指令課長は、災害の発生時における関係機関への通報連絡及び災害の発生現場における警防活動について、防災関係機関、医療機関等と緊密な連携を図り、効率的な推進を図るものとする。

第2章 警防体制

第1節 警防本部等

(警防本部の設置等)

第5条 警防本部は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置する。

2 警防本部は、警防隊が行う警防活動の方針を決定するとともに警防隊を指揮統括し、警防活動に当たらせる。

3 鈴鹿市地域防災計画に規定する災害対策本部が設置された場合は、警防本部は消防対策部に移行するものとする。

(警防本部長等)

第6条 警防本部の長は、警防本部長とし、消防長をもって充て、災害事象全般を掌握するとともに、警防活動を統括する。

2 警防本部に警防本部副部長を置き、次長をもって充て、警防本部長を補佐するとともに、警防本部長の指揮下において各班の指揮監督を行うものとする。

3 警防本部長に事故があるときは警防本部副部長が、警防本部長及び警防本部副部長ともに事故があるときは、あらかじめ警防本部長が指名した職員が、その職務を代行するものとする。

(警防本部の組織等)

第7条 警防本部に次の各号に掲げる班を置く。

(1) 統制班

(2) 活動班

2 前項の各班の任務は、別表のとおりとする。

(1) 各班に班長及び副班長を置く。

(2) 班長は、それぞれの任務に基づき班員の指揮監督を行うものとする。

(3) 副班長は、班長を補佐するとともに、班長に事故があるときは、その職務を代行するものとする。

3 災害活動における警防本部の組織図は、別図のとおりとする。

(警防本部の廃止)

第8条 警防本部長は、災害の発生するおそれがないと認めるとき、又は警防本部を設置しておく必要がないと認めるときは、警防本部を廃止するものとする。

第2節 警防隊

(警防隊の編成及び任務区分)

第9条 警防隊の編成及び任務区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 指揮隊 鈴鹿市指揮隊業務規程（令和2年鈴鹿市消防本部訓令第1号。以下「指揮隊業務規程」という。）第2条第1項に定めるところにより編成し、指揮隊業務規程第7条各号に掲げる任務を遂行する。

(2) 消防隊 消防ポンプ自動車、化学消防車、はしご自動車その他の車両を装備し、災害全般に渡る警防活動を遂行する。

(3) 救急隊 鈴鹿市救急業務規程（平成21年鈴鹿市消防本部訓令第3号。以下「救急業務規程」という。）第5条に定めるところにより編成し、主として救急活動を遂行する。

(4) 救助隊 鈴鹿市救助業務規程（平成23年鈴鹿市消防本部訓令第1号。以下「救助業務規程」という。）第3条に定めるところにより編成し、主として救助活動に当たるほか、災害全般に渡る警防活動を遂行する。

(警防隊の職制等)

第10条 警防隊に次の各号に掲げる職制を置き、それぞれ各号に掲げる任務を遂行するものとする。

(1) 指揮者 指揮隊に置き、指揮隊業務規程第2条第2項に規定する職員をもって充て、警防隊を統括指揮し、指揮隊業務規程第3条に規定する任務を遂行する。

(2) 消防隊長 消防隊に置き、消防士長以上の階級にある職員をもって充て、上席の命令を受けて所属隊員を指揮監督し、消防隊の隊務を的確に判断して円滑な警防活動の実施に必要な任務を遂行する。

(3) 救急隊長 救急隊に置き、消防士長以上の階級にある職員をもって充て、上席の命令を受けて所属隊員を指揮監督し、救急業務規程第4条第2項に規定する

任務を遂行する。

(4) 救助隊長 救助隊に置き、消防士長以上の階級にある職員をもって充て、上席の命令を受けて所属隊員を指揮監督し、救助業務規程第6条第2項及び第3項に規定する任務を遂行する。

2 前項第2号から4号に規定する隊長（以下「隊長」という。）は、指揮者の命令を受け、速やかに自隊の活動方針を決定して警防活動を行うものとする。ただし、指揮者の命令を受けることができない場合は、自己の判断によるものとする。

3 警防隊の隊員（以下「隊員」という。）は、自隊の担当任務を的確に把握し、習得した知識及び技術並びに消防用機械器具等を最大限に活用し、隊長の指示に従い警防活動に従事するものとする。

（警防隊の名称）

第11条 警防隊の名称は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 指揮隊の名称は、鈴鹿市指揮隊とする。

(2) 消防隊の名称は、消防隊に署所（消防署及び分署。以下この条及び第27条において同じ。）の名称を冠したものとする。なお、同所属に2隊いる場合は、車両の号車名で呼称する。

(3) 救急隊の名称は、救急隊に署所の名称を冠したものとする。なお、同所属に2隊いる場合は、車両の号車名で呼称する。

(4) 救助隊の名称は、鈴鹿市特別救助隊とする。

（警防隊の管理）

第12条 署長及び統括指揮監は、管轄区域の警防隊を掌握し、災害に備えて人員の確保、出動準備、消防用機械器具の確保等必要な措置を行い、警防活動体制を維持するものとする。

（警防隊の掌握）

第13条 情報指令課長は、常に警防隊の編成、出動、出向及び出動不能を掌握し、災害に備えるとともに必要な措置を講ずるものとする。

第3節 特別警備

第14条 消防長は、異常気象、各種行事の開催等により災害発生の危険が事前に予想されるときは、特別に警備を実施するものとする。

第3章 災害出動

(警防隊の編成)

第15条 警防本部は、災害の種別、規模、発生場所、状況等に適合した警防隊の編成を行うものとする。

(警防隊の出動)

第16条 情報指令課長は、鈴鹿市消防通信の管理及び運用に関する規程（平成27年鈴鹿市消防本部訓令第1号）第10条第1項に規定する災害通報を受信したときは、同項の規定により警防隊に出動指令を行わなければならない。

2 前号の出動指令によるもののほか、署所が直接通報を受けた場合については、情報指令課長は前号の例により警防隊に出動指令を行うものとする。ただし、緊急又は特別の措置を要する場合にあっては、この限りでない。

3 警防隊の出動単位、出動種別、出動規模については、消防長が別に定める。

(消防団への連絡)

第17条 情報指令課長は、火災の発生を覚知したときは、鈴鹿市消防通信の管理及び運用に関する規程（平成27年鈴鹿市消防本部訓令第1号）第11条第2項の規定に基づき鈴鹿市消防団長等に連絡するものとする。

(消防団の出動)

第18条 消防団の出動については別に定める。

(災害の報告)

第19条 警防隊は、災害の発生現場への出動途上に、又は警防活動中に当該出動指令の対象となった災害以外の災害を発見した場合は、直ちに指揮者及び情報指令課長に報告し、その指示に従うものとする。

第4章 警防活動

第1節 警防活動の原則

第20条 災害の発生現場における警防活動は、次の各号に掲げる事項を原則とする。

- (1) 人命の救助及び安全確保を最優先として活動すること。
- (2) 指揮者の指揮の下、統制のある活動を行うこと。
- (3) 警防隊相互の連携を密にし、保有する消防用機械器具等を効果的に活用して災害による被害の軽減を目的として活動すること。
- (4) 警防隊の安全管理を徹底して活動すること。
- (5) 指揮者は、火災が鎮圧した場合、鈴鹿市消防本部再燃火災防止対策要綱（令

和 2 年鈴鹿市消防本部訓令第 5 号) に定める基準に基づき、残火処理を適切に行い鎮火に至らせ再燃火災の防止に努めること。

(6) 消防団との連携を図ること。

第 2 節 現場指揮本部

第 2 1 条 指揮者は、災害による被害が拡大するおそれがあるなど、必要と認める場合は、現場指揮本部を設置するものとする。

2 前項に規定する現場指揮本部は、次の各号に掲げる要件を備えた場所に設置するものとする。

(1) 警防活動の全体が掌握できること。

(2) 警防活動に支障がないこと。

(3) 各種通信施設の活用及び警防隊等に対する指示、連絡等に至便であること。

(4) 関係機関との連絡及び調整に至便であること。

3 現場指揮本部に第 1 0 条第 1 項第 1 号に規定する指揮者を置く。

4 現場指揮本部を設置した場合は、適切な位置に標識を掲出し、その場所を明示するとともに、指揮活動に必要な資機材を配置するものとする。

第 5 章 警防計画

(警防計画の策定等)

第 2 2 条 署長は、管轄区域の警防活動が困難であると予想される地域、施設等について所属職員が調査し、当該活動を円滑に実施するために十分な資料等を備えた警防計画を策定するものとする。

2 署長は、策定した警防計画を定期的に所属職員が調査し、実態に合致しないと認めるときは、速やかに修正しなければならない。

3 署長は、前 2 項に規定する警防計画を策定し、又は修正したときは、消防長に報告するとともに関係する所属長に通知しなければならない。

4 署長は、所属職員に対し、警防計画を周知徹底し、警防計画に基づく訓練を適宜実施するとともに所属職員が警防活動に従事する体制を整備しなければならない。

(警防調査)

第 2 3 条 署長は、管轄区域内における警防活動に必要な地水利、建築物等の情報等を把握するため、必要に応じて次の各号に掲げる調査を実施する。

(1) 地水利調査

(2) 中高層建築物調査

(3) その他必要と認める調査

(訓練計画の作成及び訓練の実施)

第24条 署長は、警防活動に必要な知識及び技術の向上並びに消防用機械器具、救急救助用機械器具及び情報通信機器の取扱いに関する習熟を図るため、年間の訓練計画を作成し、所属職員に次の各号に掲げる訓練を実施するものとする。

(1) 火災防ぎょ訓練 各種火災防ぎょ技術の向上を図るために実施すること。

(2) 出動訓練 出動の迅速性及び確実性並びに装備品の装着要領の習熟を図るために実施すること。

(3) 救急訓練 救急処置の迅速性及び確実性並びに救急用機械器具の操作及び取扱い技術の向上を図るために実施すること。

(4) 救助訓練 人命救助の迅速性及び確実性並びに救助用機械器具の操作及び取扱い技術の向上を図るために実施すること。

(5) 潜水訓練 人命救助の迅速性及び確実性並びに水難救助用機械器具の操作及び取扱い技術の向上を図るために実施すること。

(6) 通信運用訓練 有線設備、無線設備、その他情報通信機器の適切な運用及び取扱い技術の向上を図るために実施すること。

(7) 指揮訓練 指揮者がその任務を遂行する上で必要な指揮能力の向上を図るために実施すること。

(8) 図上訓練 指揮者、隊長及び隊員の判断対応能力の向上を図るために実施すること。

(9) その他訓練 警防活動の円滑な実施のために署長が必要と認めて実施すること。

(10) 総合訓練 前各号の訓練を適宜効果的に組み合わせて行い、組織的な警防活動能力の向上を図るため実施すること。

2 署長は、前項の規定により訓練を実施する場合は、必要に応じて当該訓練の効果を確認し、警防活動の向上に反映するものとする。

第6章 安全管理

(安全管理)

第25条 警防活動上必要な安全管理については、鈴鹿市消防職員安全管理規程（昭

和 6 1 年鈴鹿市消防本部訓令第 1 号) の定めるところによる。

(任務の遂行不可能時の措置)

第 2 6 条 指揮者又は隊長は、災害の発生現場へ出動途上の警防隊が、消防車両等の故障その他の理由により任務の遂行が不可能となったときは、情報指令課に即報するとともに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 負傷者が発生した場合には、すべてに優先してその救護にあたるとともに、二次災害の危険を防止する等必要な措置を講ずること。
- (2) 車両及び機械器具の故障等により災害活動に支障が生じる場合には、速やかに他の消防部隊の出動を要請する等必要な措置を講ずること。
- (3) 隊長については、速やかに指揮者に報告し、必要な指示を受けること。

第 7 章 非常招集

(招集等の発令)

第 2 7 条 消防長は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、又は発生した災害が拡大し、若しくは拡大が予測される場合において、これらに対処する消防力を補う必要があると認めるときは、勤務する職員以外の職員（以下この章において「非番職員」という。）に対し、招集又は待機（以下この章において「招集等」という。）を発令することができる。

- 2 前項に規定する招集等の命令は、災害の発生場所及び規模に応じ、消防本部、署若しくは現場指揮本部への招集又は自宅待機を指定することができる。
- 3 招集等の命令を受けた非番職員は、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 参集途上においては市内の被害状況の把握に努め、参集後に警防本部へ報告すること。
 - (2) 交通の途絶等により消防本部、署所又は現場指揮本部への参集が不可能な場合は、最寄りの署所へ参集すること。
 - (3) 災害により家族が死亡又は障害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に参集すること。

(命令の伝達)

第 2 8 条 招集等の命令の伝達方法は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 各班長からの口頭によるもの
- (2) 中央消防署からの電話連絡又はメール通知によるもの

(3) 班ごとの招集連絡表により行うもの

(招集等の義務)

第29条 非番職員は、招集等の命令を受けた場合は、直ちに服装、装備品等を整え、中央消防署に参集するものとする。ただし、第27条第2項の規定により指定の命令を受けたときは、当該命令に従うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、疾病その他の事情により参集できない職員は、速やかにその旨を各班長に報告しなければならない。

3 鈴鹿市地域防災計画に規定する第4非常配備に該当するときは、招集を待つことなく参集しなければならない。

(招集等の免除)

第30条 招集は、次の各号に掲げる職員については、免除することができる。

(1) 休職中又は停職中の職員

(2) 負傷又は疾病療養中の職員

(3) 公務により市外に出張、入校又は派遣中の職員

(4) 特別休暇を取得中の職員

(5) 市外離脱届を提出し旅行中の職員

(6) 前各号に掲げるもののほか、消防長が招集する必要がないと認めた職員

(命令の解除)

第31条 消防長は、災害の発生するおそれがないと認めるとき、又は招集等の命令の必要がないと認めるときは、直ちに招集等の命令を解除するものとする。

2 前項に規定する解除の伝達方法は、第28条第1項の各号に準じて行うものとする。

第8章 応援出動等

(消防相互応援)

第32条 組織法第39条の規定による応援出動は、それぞれの協定の定めるところによる。

(緊急消防援助隊)

第33条 組織法第44条の規定による消防の応援等に関し必要な事項は、別に定める。

(広域消防受援)

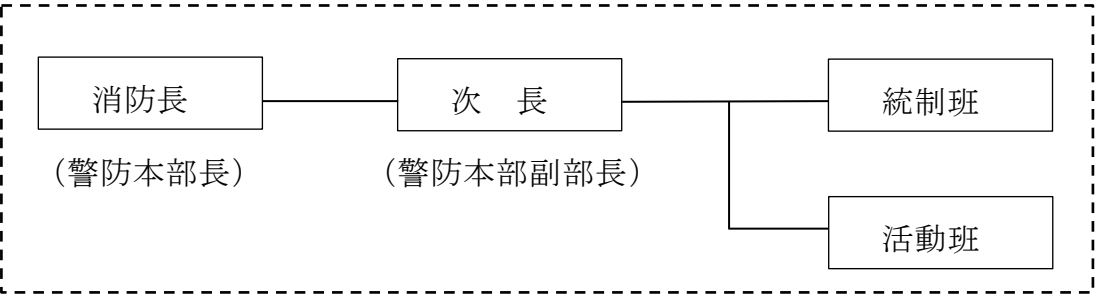
第 3 4 条 本市の消防力では対応できない大規模な災害の発生に際しての措置については、鈴鹿市消防本部受援計画の定めるところによる。

第 9 章 補則

第 3 5 条 この規程に定めるもののほか、警防活動に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

別図 (第 7 条関係)

警防本部の組織



別表 (第 7 条関係)

班名	班長◎ 副班長○	任 務
----	----------	-----

統 制 班	◎消防課長	1 消防施設及び装備の整備に関すること。 2 消防水利の整備に関すること。 3 通信施設及び装備の整備に関すること。 4 救急救助施設及び装備の整備に関すること。 5 警防活動に必要な機器、車両、燃料等の準備に関すること。 6 緊急消防援助隊及び三重県内消防本部の派遣の要請に関すること。 7 関係機関の受援体制の整備に関すること。 8 医療機関の被災状況調査及び傷病者の受入に係る調整に関すること。 9 D M A T 及び医師の派遣の調整に関すること。
	○消防総務課長	1 消防職員の安全衛生の管理に関すること。 2 消防庁舎及び付帯設備の被害状況の調査に関すること。 3 消防職員の被災状況の調査に関すること。 4 鈴鹿市消防職員退職者による災害時情報収集員（鈴鹿消防先人隊）からの情報の取得に関すること。 5 鈴鹿市災害対策本部との情報の共有に関すること。 6 公務災害に関すること。
	○予防課長	1 消防対象物の資料の管理に関すること。 2 危険物等の資料の管理に関すること。 3 災害現場広報に関すること。 4 災害原因及び損害の調査に関すること。

制 班	○情報指令課長	1 情報指令の運用に関すること。 2 災害情報に関すること。 3 出動指令に関すること。 4 無線その他情報通信機器による通信及び連絡体制の確保に関すること。 5 高所監視カメラによる情報の収集に関すること。 6 行方不明者の情報の収集に関すること。 7 避難信号の伝達、広報等に関すること。 8 その他情報指令業務に関すること。
活 動 班	◎中央消防署長 ○中央消防署統括指揮監 ○中央消防署副署長 ○南消防署長	1 災害の警戒、防ぎよ及び防じよに関すること。 2 指揮隊の活動に関すること。 3 救急隊及び救助隊の活動に関すること。 4 パトロール及びドローンによる情報の収集に関すること。 5 消防団との連絡及び調整に関すること。 6 関係機関との活動の調整に関すること。 7 収集した情報の集約に関すること。 8 行方不明者等の捜索に関すること。 9 交代要員の確保に関すること。 10 前各号に掲げるもののほか警防活動に必要な業務に関すること。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。